

別表第1（第4条関係）

甘楽町住宅リフォーム促進事業補助事業 補助対象工事一覧表

○：対象 △：条件付で対象 ×：対象外

（1）内部工事 （2）設備工事 （3）外部工事 （4）その他

工 事 箇 所			番号・工事内容	判別	備考
（1） 内部工事	共通	床・壁・天井	1 塗装、張替え (クロス・フローリング)	○	
			2 畳	○	
			3 間仕切壁の変更	○	
			4 手すりの設置	△	介護事業等と重複しないこと
			5 段差の解消	△	介護事業等と重複しないこと
		建具・開口部	1 建具（ガラス・障子・ふすま戸・木製建具など）	○	鍵・戸車等の付属品含む
			2 網戸	○	網のみの張替えも可
			3 内窓・面格子	○	
			4 カーテン・ブラインド・レール	○	
	水回り	台所	1 システムキッチン	○	部品・組込み機器のみの交換は工事手間のみ対象
			2 流し台・作業台・レンジフード	○	
			3 ガス（IH）コンロ	△	システムキッチン・コンロ台の新設・取替えが伴えば可
		脱衣所 浴室洗面	1 浴槽・シャワーユニット	○	
			2 内装（ユニットバス）	○	
			3 洗面化粧台	○	
		便所	1 和式から洋式便器への改修	○	
			2 便器・便座のみの新設・取替え	△	介護事業等と重複しないこと
			3 水洗の自動化	○	
（2） 設備工事	電気設備 給排水・ガス・		1 配線・配管工事	○	
			2 床暖房設備工事	○	
			3 給湯器等	×	
			4 換気扇・ドアホンなどの電化製品	○	
			5 エアコン等空調機器	×	

(3) 外部	屋根	1 塗装、ふき替え	○	
		2 雨とい	○	
		3 太陽光発電システム	×	
	基礎 外壁	1 塗装、張替え	○	
	建具・開口部	1 建具（サッシ・窓・玄関ドアなど）	○	鍵・戸車等の付属品含む
		2 雨戸・シャッター	○	
		3 ガラス面に遮熱フィルム・塗料を施工	△	写真で施工の確認が出来れば可
	その他	1 ひさし	○	
		2 ウッドデッキ・玄関ポーチ等	×	
		3 配線・配管工事	×	
		4 門扉・フェンス・舗装等の外構工事	×	
		5 浄化槽の工事	×	
		6 雨水タンク設備等	×	
		7 車庫・物置等の別棟の工事	×	
		8 防犯ライト等の警備機器の設置	×	
(4) その他		1 耐震補強工事（部分補強工事を含む）	×	耐震改修補助
		2 増築・減築工事	△	トイレ・風呂等の設置が伴う場合は対象（工事前及び予定・完了の住宅平面図の添付が必要）
		3 ハウスクリーニング	×	
		4 防虫・消毒処理等	×	シロアリ駆除、消臭・抗菌処理、除湿など
		5 住宅以外（店舗・事務所等）への改修	×	

別表第 2（第 4 条関係）

甘楽町住宅リフォーム促進事業補助事業 補助対象外となる工事一覧表

リフォームの内容
町の他の制度による補助の対象となる工事
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる工事 (工事内容及び経費が明確に区分でき、本補助事業と重複しないことが確認できるものを除く)
新築の工事
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事
店舗、工場、事務所等の工事
門、塀、舗装、擁壁等の工事
造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事
上下水道への接続に係る工事
浄化槽の工事
太陽光発電設備又は太陽熱利用温水器の工事
電話、インターネット回線等のみの工事
テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の電気製品又は家具の設置
ハウスクリーニング、排水管の清掃等
解体工事(補助対象工事に伴う部分の解体を除く。)
その他町長が補助対象工事として認めない工事